

筑後信用金庫夜間金庫規定

第 1 条 （利用目的）

この夜間金庫は、当金庫における本人名義の当座預金、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

第 2 条 （契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 3 月末日までとし、契約期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第 3 条 （利用料）

- （1）夜間金庫の利用料は当金庫所定の金額により毎月 1 0 日（休日の場合は翌営業日）に当月分を利用者が指定した預金口座から、普通預金、総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ利用料に充当します。
- （2）利用料は諸般の情勢により変更することがあります。
変更後の利用料は変更日の翌月分から適用します。

第 4 条 （利用方法）

- （1）この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を、当金庫所定の入金票および通帳等とともに所定の入金袋（以下「入金袋」という。）に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。
なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
- （2）入金袋を投入したのち、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票（レシート）を受取ってください。

第 5 条 （預金への受入処理）

- （1）この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- （2）前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。
この処理をしたうへは当金庫はその責任を負いません。

第 6 条 （入金袋の返却）

入金袋ならびに通帳は、当金庫の受入手続き終了後返却しますので窓口営業時間中に来店のうえ受取ってください。

第 7 条 （鍵の保管等）

- （1）投入口の鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
- （2）入金袋の鍵正副 2 個のうち正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し入金袋の開閉に使用します。

第 8 条 （鍵、入金袋の喪失・き損）

投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったときまたはき損したときは、ただちに書面によって当店に届け出てください。
なお、この場合の修理費、再製費または錠前等の取換えに要する費用を負担してください。

第 9 条 （損害の負担等）

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他不可抗力による損害、投入口鍵の不完全な開閉、入金袋の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については当金庫は責任を負いません。
また、この夜間金庫について第 1 条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても当金庫は責任を負いません。

第 1 0 条 （解約等）

この契約は、本人または当金庫の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。
なお、利用料をお支払いいただけない場合は解約することがあります。この場合には、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵をただちに当金庫へ返してください。

第 1 1 条 （譲渡・転貸等の禁止）

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。
なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

第 1 2 条 （規定の準用）

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

以 上